

三浦市パブリックコメント募集案件

三浦市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、次のとおり意見等を募集します。

案件名		三浦市油壺地区における「都市計画法第 34 条第 2 号」の取扱基準（案）について
意見募集の趣旨		<p>本市が策定した「三浦市観光振興ビジョン」において、油壺地区には、閉園後の京急油壺マリンパークや比較的新しい観光資源である油壺温泉などを活用した効果的なプロモーション等に課題があるとされています。</p> <p>これらの課題を解決するための観光関連施設の整備について、当該油壺地区の市街化調整区域においては、整備目的を明確にし、自然環境との調和を図りながら進める必要があります。</p> <p>このことから、観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る「都市計画法第 34 条第 2 号」の取扱基準（案）を策定しましたので、市民の皆様から広く意見をお聞きしたく、意見を募集します。</p>
公表資料		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 三浦市油壺地区の取扱いについて（取扱基準）（案）</li> <li>2 位置図</li> <li>3 区域界明示図</li> </ol>
意見 の 募 集 方 法	意見の募集期間	令和 6 年 3 月 14 日（木）から 令和 6 年 4 月 12 日（金）まで
	意見を提出できる方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内に住所を有する方</li> <li>2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体</li> <li>3 市内の事務所又は事業所に勤務する方</li> <li>4 市内の学校に在学する方</li> <li>5 パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方</li> </ol>
	意見の提出方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直接持参する場合のご提出先 三浦市役所 都市計画課まで</li> <li>2 郵便の場合のお送り先 〒 2 3 8 - 0 2 9 8 三浦市城山町 1 番 1 号 三浦市役所 都市計画課 あて</li> <li>3 ファクシミリの場合のお送り先 0 4 6 - 8 8 2 - 2 8 3 6</li> </ol>

		4 電子メールの場合のお送り先 toshi0101@city.miura.kanagawa.jp
	結果等の公表時期	令和6年5月頃を予定しています。
案件の担当課 (お問合せ先)		三浦市役所 都市計画課 電話046-882-1111内線272

- 1 資料の公表は、市ホームページ、案件の担当課、南下浦出張所及び初声出張所で行います。
- 2 意見等の提出様式については、様式例を参考にしてください。  
なお、住所及び氏名は、必ずお書きください。
- 3 いただいた意見等に対しての個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。